

一般廃棄物収集運搬業許可証

*住所 東京都八王子市館町468番地の2
*氏名 株式会社完山金属
代表取締役 完山 一範

(*法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例
により、下記のとおり許可する。

第50条第1項

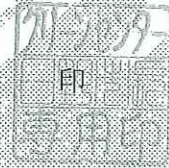
の規定

第51条第1項

平成28年4月1日

日野市長 大坪冬彦

記



- 1 取り扱う一般廃棄物の種類 事業系一般廃棄物(A類)
- 2 事業の区分 収集及び運搬(保管・積替え及び積置きを除く)
- 3 運搬先 日野市クリーンセンター
- 4 作業場所 日野市内
- 5 保管又は積替えを行う場合の廃棄物の種類 該当なし
- 6 許可の有効期間 平成28年4月1日から平成30年3月31日まで
- 7 許可の条件 (1) 廃棄物関係法令を遵守すること。
(2) 市域外から排出された廃棄物を、処分又は積み替えをするために市域内に搬入してはならない。
(3) 廃棄物を運搬する際に、可燃ごみと不燃ごみ(焼却不適ごみを含む。)を混載してはならない。
(4) 資源化等により減量化に努めること。
(5) 市の指示及び清掃指導員の指導に従うこと。